各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室長 (公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について (インド産マンゴーのクロルピリホス及び中国産にんじんのアセフェート)

標記については、平成24年3月30日付け食安輸発0330第3号(最終改正:平成24年5月16日付け食安輸発0516第1号)により通知したところです。

今般、輸入時検査実績等を確認した結果、標記の食品及び検査項目については、 食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすこ とから、上記通知の別表1のインドの項中

製品検査の	条件	検査の項	試験品採取	検査の方法	検査を受ける
対象食品等	73/11	目	の方法		ことを命ずる
以家民四号		Ħ	U))] 		,
					具体的理由
マンゴー及		クロルピ	別表2の3	平成17年 1 月24日	基準値(0.05
びその加工		リホス	によるこ	付け食安発第0124	ppm)を超え
品 (簡易な			と。	001号「食品に残	るクロルピリ
加工に限				留する農薬、飼料	ホスが検出さ
る。)				添加物又は動物用	れるおそれが
				医薬品の成分であ	あるため。
				る物質の試験法に	
				ついて」によるこ	
				と。	

を削除し、また、中国の項中

製品検査の	条件	検査の項	試験品採取	検査の方法	検査を受ける
対象食品等		目	の方法		ことを命ずる
					具体的理由
にんじん及		アセフェ	別表2の3	平成17年 1 月24日	基準値(0.01
びその加工		ート	によるこ	付け食安発第0124	ppm)を超え
品 (簡易な		トリアジ	と。	001号「食品に残	るアセフェー
加工に限		メノール		留する農薬、飼料	ト、基準値
る。)				添加物又は動物用	(0.1ppm)を
				医薬品の成分であ	超えるトリア
				る物質の試験法に	ジメノールが
				ついて」によるこ	検出されるお
				と。	それがあるた
					め。

を

F	1	T		Γ	
製品検査の	条件	検査の項	試験品採取	検査の方法	検査を受ける
対象食品等		目	の方法		ことを命ずる
					具体的理由
にんじん及		トリアジ	別表2の3	平成17年 1 月24日	基準値(0.1
びその加工		メノール	によるこ	付け食安発第0124	ppm)を超え
品 (簡易な			と。	001号「食品に残	るトリアジメ
加工に限				留する農薬、飼料	ノールが検出
る。)				添加物又は動物用	されるおそれ
				医薬品の成分であ	があるため。
				る物質の試験法に	
				ついて」によるこ	
				と。	

に改めるので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくお願いします。